

# 山武市立山武望洋中学校 P T A 会則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称及び事務局)

本会は、山武望洋中学校 P T A と称し、事務局を山武望洋中学校に置く。

### 第 2 条 (目的)

本会は、会員がお互いに協力して、学校や地域社会との連携を図り、生徒の健全な成長に貢献することを目的とする。

### 第 3 条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動の実行と活性化に努める。

1. 学校の教育方針や指導内容に対する正しい理解を深め、その活動を支援し、協力する。
2. 会員相互の教養を高め親睦を図るための事業を行う。
3. 学校と家庭との連絡を密にし、生徒の成長発達を助けるための事業を行う。
4. 学校の教育環境の整備を図るとともに社会環境の浄化につとめる。
5. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の機関及び団体と協力する。
6. その他本会の目的達成のために必要な活動を行う。

### 第 4 条 (方針)

本会は、次の方針に従って活動する。

1. 自主的、任意的な団体であり、他のいかなる団体や機関の支配、統制、干渉をうけない。
2. 特定の政党や宗教、思想に関する論議や支持、及び営利を目的とした活動は行わない。
4. 本会又は、本会役員の名で、公職選挙に立候補することや候補者の推薦を行わない。
5. 教育的諸問題について討議し学校や関係機関に意見を提出するが、人事など、学校の管理事項に直接干渉しない。

## 第 2 章 会員

### 第 5 条 (定義)

1. 本会の目的、活動内容や方針に賛同する者を会員として組織する。
2. 本会の会員は次のとおりとする。

分類	会員となることができる者
保護者会員	山武望洋中学校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代わる者 (1 家庭を 1 会員と称する)
教職員会員	山武望洋中学校の教職員
特別会員	会長の承認を受けた者

3. 会員は、平等の権利と義務を有する。

## 第6条（入退会）

### 1. 入会

保護者及び教職員は特別の申し出のない限り、生徒の転入、入学、教職員の転入と共に会員となる。

### 2. 退会

(1) 保護者会員は生徒の転出・卒業、教職員会員は転出と共に退会となる。

(2) 会員が退会の申し出をし、本会が承諾したときは、退会することができる。

### 3. 再入会

退会の申し出により退会した者が、再度、本会に入会する場合は、再入会の申し出をし、本会が承諾したときは、再入会することができる。

## 第7条（会費）

本会の保護者会員と教職員会員は、会費を納める義務を有する。

1. 会費は、1会員あたり年額6,000円とする。

2. 会計年度中の転入者は、月割り計算（月額500円）により会費を納入する。

3. 会計年度中の転出者の納入された会費は、原則として返金しない。

4. 特別な事情により、会費納付の免除を受けた場合はこの限りではない。

## 第3章 役員

### 第8条（役員構成）

1. 本会は、次の役職を、役員と定義する。

(1) 本部役員

(2) 会計監査員

(3) 学年役員

2. 役員は、原則として本会の他の役員を兼ねることはできない。

### 第9条（任期）

役員任期は次のとおりとする。

1. 本部役員、会計監査員、学年役員任期は1年とし、再任は妨げない。

2. 欠員が生じた際、補充する役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第10条（本部役員）

1. 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。

(1) 会長 1名（保護者会員）

(2) 副会長 3名（保護者会員2名、教職員会員1名）

(3) 庶務会計 2名（保護者会員1名、教職員会員1名）

(4) 本部員 若干名（保護者会員）

(5) 顧問 若干名（保護者会員及び特別会員）

2. 主な任務は次のとおりとする。

(1) 会長

①本会の代表として、会務全般の統轄、指揮、及び対外的交渉を行う。

(2) 副会長

①会長の補佐として、会長から権限移譲を受けた任務を遂行する。

②会長に事あるときは、その職務を代行する。

③各小学校区等の保護者会員、並びに教職員を代表し、会務に参加する。

(3) 庶務会計

①本会の庶務、事務処理全般を行う。

②各種会議の議事や、本会の活動に関する事項の記録を作成する。

③記録、通信、その他の種類の保管と管理を行う。

④総会で決定した予算に基づいて、本会の会計事務を処理する。

⑤予算案の立案と、決算報告書を作成する。

⑥本会の資産の管理、及び必要に応じた会計内容の開示をする。

(4) 本部員

①会務に参加する。

②専門委員会に所属し、専門委員会の円滑な運営に寄与する。

(5) 顧問

①会長の諮問に応じるため、各会議に出席し、意見を述べるができる。

#### 第11条 (会計監査員)

本会の健全な活動を維持するため、経理を監査する会計監査員を置く。

1. 保護者会員2名で構成する。

2. 主な任務は次のとおりとする。

(1) その年度の会計監査と、定期総会での結果報告

(2) 必要に応じた監査の実施

#### 第12条 (学年役員)

学年内の親睦を図り専門委員会の活動を推進するため、学年役員を置く。

1. 学年ごとに、保護者会員5名以上で構成する。また、専門委員会に所属する。

2. 主な任務は次のとおりとする。

(1) 学年内の親睦を図るための連絡や調整

(2) 学年委員会の運営

(3) 所属する専門委員会の活動

### 第4章 組織

#### 第13条 (組織の構成)

本会の目的に沿った活動を行うため、次の組織を置く。

1. 総会

2. 運営委員会

3. 本部役員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 特別委員会

#### 第14条（総会）

1. 全会員によって構成される、本会の最高議決機関である。
2. 種類は、定期総会と臨時総会とし、次に従い会長が招集する。

種類	方法	時期と回数
定期総会	書面 (電磁的記録を含む)	年度初め1回
	集会	書面方法の条件に加え、会員の出席が必要と運営委員会が認めた場合
臨時総会	書面 (電磁的記録を含む)	会長が認めた場合又は、議決権を持つ会員の3分の1以上の要請があった場合に随時
	集会	書面方法の条件に加え、会員の出席が必要と運営委員会が認めた場合

#### 3. 議決権

- (1) 保護者会員及び教職員会員は1個の議決権を持つ。
- (2) 特別会員は、議決権を持たない。

#### 4. 議決事項

- (1) 前年度の活動報告と決算報告
- (2) 新年度の活動計画と予算案
- (3) 新年度の本部役員、会計監査員、学年役員
- (4) 会則の制定、改正、廃止
- (5) 細則の制定、改正、廃止の報告の受理
- (6) その他本会に関する重要事項

#### 5. 成立と議決に必要な条件は、次のとおりとする。

	総会名称	必要条件
総会の成立	定期総会 臨時総会	1. 議決権を持つ会員の、3分の1以上の表決（議決権行使書など）の提出 2. 集会方法の場合は、3分の1以上の出席（委任状を含む）があった場合
議決	定期総会 臨時総会	議決権を持つ会員の過半数の同意

#### 第15条（運営委員会）

1. 総会に次ぐ議決機関であり、活動の中心となって本会の運営にあたる。
2. 本部役員、学年委員会委員長、各専門委員会委員長で構成する。

3. 運営委員会は会長が招集する。
4. 運営委員会は、構成員を招集して開催されることが原則であるが、必要に応じ、書面やSNSなどを活用し、構成員を招集せずに審議や議決を行うことができる。
5. 運営委員会は、構成員以外の会員に対し、出席を要請し、意見を述べるなどの協力を求めることができる。また、会員は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、構成員以外の会員は、議決権をもたない。
6. 主な会務は次のとおりとする。
  - (1) 総会に付議する議案の議決
  - (2) 本部役員会より提案された事項の議決
  - (3) 本会の各組織や役員の活動状況の確認と報告の受理
  - (4) 本会運営に必要な活動の課題などの議決
  - (5) 細則の制定、改正、廃止の議決
  - (6) 期中欠員の役員を補充する際の、役員の選出と任命
  - (7) 特別委員会に関する議決
  - (8) 会員に対する本会の活動報告
7. 成立と議決に必要な条件は、次のとおりとする。

	必要条件
委員会の成立	1. 運営委員会構成員の3分の2を超える出席（委任状を含む） 2. 非常集で開催する場合、委員が意見を述べる機会があること
議決	1. 出席者の3分の2以上の同意 2. 非招集で開催する場合は、個人名が特定できる方法で採決し、運営委員会構成員の3分の2以上の同意

#### 第16条（本部役員会）

1. 本会の運営と活動が、円滑かつ適正に行われるよう執行部としての会務を担う。
2. 本部役員で構成し、会長が必要に応じ招集する。
3. 成立に必要な条件は、保護者本部役員の3分の2以上（委任状を含む）の出席とする。

#### 第17条（学年委員会）

各学年の保護者と教職員の相互理解を深め、学年及び学級活動の円滑な運営に取り組む。

#### 第18条（専門委員会）

1. 専門的な事柄を調査、研究、企画、立案し、活動を実施する。
2. 専門委員会は、委員長が招集し開催する。
3. 総会で承認された活動計画に基づいて、具体的な活動を実施し、運営委員会へ報告する。

#### 第19条（特別委員会）

1. 本会の運営や活動に必要な特別な課題に取り組む。
2. 会長が必要と認めた場合、運営委員会の承認を受けて設置することができる。

#### 第20条（校長）

1. 校長は本会と学校運営について調整を行い、全ての会議に参加し意見を述べることができる。

### 第5章 会計

#### 第21条（会計）

1. 本会の経費は会費、及びその他の収入をもってあてる。
2. 会費の変更は運営委員会で審議し、総会で決定する。
3. 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第6章 附則

#### 第22条（細則）

1. 本会の運営に必要な事項は、細則として運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。
2. 細則を制定、改正、廃止した場合は、次期総会にて報告する。

#### 第23条（制改正）

1. 本会則は令和4年4月22日より実施する。
2. 令和5年4月19日 一部改正（第12条第1項）
3. 令和6年3月25日 一部改正（第14条第2項、第5項）
4. 令和6年12月24日 一部改正（第10条第1項、第12条第1項）  
なお、本会則中の第10条第1項及び第12条第1項の規定は、翌年度役員の出選時から適用する。